

一般社団法人新CAS協議会定款

平成27年10月1日 設 立

令和8年6月24日 改 訂

一般社団法人 新CAS協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人新CAS協議会（英文名は Advanced CAS Council、略称ACASと記載する）と称する。

(目的)

第2条 当法人は、4K・8K放送の普及に合わせて、放送コンテンツを適切に保護し、視聴者と制作者がともに安心できる環境を整備する必要がある、との観点から、時代に即した放送コンテンツの保護管理の在り方を検討し、公益的な立場から、技術方式（新CAS方式）の維持管理などを行うことにより、放送の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 新CAS方式の維持管理
- (2) 新CAS方式の利用を希望する放送事業者等との調整等
- (3) 新CAS方式の利用のために必要な鍵情報等の発行・管理
- (4) 前各号に掲げるもののほか、当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第4条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 社員及び会員

(社員・会員)

第6条 当法人の目的に賛同し、入会したものを会員とする。

- 2 会員は、第2条に定める目的達成に貢献するために、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。
- 3 当法人の会員の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 正会員 当法人の目的に賛同し、入会した法人又は団体
 - (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した法人又は団体
 - (3) 特別会員 当法人の目的遂行のために理事会が特に必要と認め入会した法人又は団体
- 4 前項の会員のうち、正会員を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、一般法人

法)上の社員とし、当法人の社員総会及び委員会等の活動への参加、及び議案の提案を行うことができる。

5 会員は、理事会の決議を経て、別に定める諸規則を遵守しなければならない。

(入会)

第7条 当法人の会員となるには、理事会が別に定める申込書により申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第8条 正会員及び賛助会員は、当法人の目的を達成するために必要な経費について、社員総会で別に定める会費を支払う義務を負う。ただし、必要に応じて徴収する特別会費の額については、理事会において定める。

2 既納付の会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しない。

(退会)

第9条 会員はいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して、予め退会の申告をしなければならない。

2 前項の場合のほか、会員は次に掲げる事由により退会することとする。

(1) 総正会員の同意

(2) 除名

(3) 第8条第1項の支払義務を1年以上履行しなかったとき

(除名)

第10条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反するような行為をしたとき、又は当法人の会員としての義務に違反するなど、除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項の規定に基づいた社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。ただし、当該会員に対し、決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該者に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員名簿)

第11条 当法人は、会員の名称及び住所を記載した名簿を作成する。

2 会員は、自らの名称又は住所に変更がある場合について、変更後直ちに当法人に申告しなければならない。

(設立時社員の名称及び住所)

第12条 設立時社員の名称及び住所は次のとおりとする。

東京都港区赤坂一丁目8番1号

スカパーJSAT 株式会社

東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
城山トラストタワー23階
株式会社スター・チャンネル

東京都渋谷区神南二丁目2番1号
日本放送協会

東京都港区赤坂五丁目2番20号
株式会社WOWOW

第3章 社員総会

(構成)

第13条 当法人の社員総会は全ての正会員で構成する。

(開催)

第14条 当法人の定時社員総会（以下「定時総会」という。）は毎事業年度の終了後3ヶ月以内にこれを開催し、臨時社員総会（以下「臨時総会」という。）は必要に応じて開催するものとする。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、理事会の決議により、代表理事がこれを招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対して、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第16条 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに各正会員に対してその通知を発するものとする。

(社員総会の権限)

第17条 社員総会は、法人の運営に関わる次の事項を決議する。

- (1) 第8条に定める会費に関する事項
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事並びに会計監査人の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬等及び費用に関する規定
- (5) 各事業年度の決算の承認

- (6) 定款の変更
- (7) 事業の譲渡、合併
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 理事会において社員総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるものの他、法令及びこの定款に規定する事項

(決議等の方法)

第18条 社員総会の決議は、一般法人法に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、議決に加わることができる出席正会員の議決権の過半数をもってこれを決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の事項の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 前各号に定めるものの他、法令に規定する事項

3 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

4 理事が正会員の全員に対して社員総会で報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議決権)

第19条 各正会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第20条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。なお、代表理事が2名以上の場合には、理事会の決議により選任する。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、当該社員総会に出席した代表理事及び代表理事が指名する議事録署名人がこれに記名押印するものとする。

第4章 役員及び会計監査人

(役員等)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 4名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名以上を代表理事とする。

3 当法人に会計監査人を置く。

(選任)

第23条 理事及び監事並びに会計監査人は、当法人の設立時社員又は設立時社員から推薦を受けた者の中から、社員総会において選任する。

2 前項の要件を満たさない者が理事又は監事となるには、理事会の構成員の3分の2以上の承認を受け、社員総会で承認を得なければならない。

3 監事及び会計監査人は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事及び理事会の決議によって業務執行理事として選定された理事は、自己の職務の執行の状況について、毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上その報告を理事会にしなければならない。

3 第22条第2項の代表理事は、理事会の決議により定める。

4 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、法人の業務を統轄する。

5 代表理事の全員に事故等があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事が職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第26条 会計監査人は法令の定めるところにより、当法人の貸借対照表、損益計算書（活動計算書）並びにこれらの附属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は、理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿またはこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿またはこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令に定める方法により表示したものを。

(任期)

第27条 理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(報酬)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。

(役員及び会計監査人の解任)

第29条 理事、監事及び会計監査人は、社員総会の決議によって解任することができる。

2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、その会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される社員総会に報告しなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(取引の制限)

第30条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証すること

(4) その他、その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第31条 当法人は、理事、監事及び会計監査人の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、一般法人法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から一般法人法に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第115条第1項に定める非業務執行理事等との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、一般法人法第115条第1項の規定により、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、一般法人法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

第5章 理事会

(構成)

第32条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(開催)

第33条 通常理事会は、毎年定期的に、年2回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 一般法人法第100条に規定する場合において、監事から代表理事に招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会の招集は、前条第2項第3号及び第5号の場合を除き、代表理事が行う。

2 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の職務)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(4) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他、当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
- (6) 第31条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(決議等の方法)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めのある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、当該議決に加わることができない。
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 4 理事、監事又は会計監査人が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第24条第2項の報告については、この限りでない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、法令に別段の定めのある場合を除き、代表理事とする。なお、代表理事が2名以上の場合には、理事会の決議により選任する。

(議事録)

第38条 理事会の議事については議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、当該理事会に出席した代表理事及び監事がこれに記名押印するものとする。

第6章 運営委員会

(運営委員会の設置及び構成等)

第39条 当法人に、当法人の事業の円滑な運営に資するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関する事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(委員会の設置)

第40条 当法人の事業運営上必要があるときは、運営委員会の決議を経て専門の委員会を置くことができる。

- 2 専門の委員会に関する事項は、運営委員会の決議を経て別に定める。

第7章 基金

(基金の拠出)

第41条 当法人は、会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができる。

2 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会の決議を経て決定するものとする。

(基金の返還)

第42条 基金の拠出者に対する返還は、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

2 基金の返還をするために、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

3 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

第8章 計算

(事業年度)

第43条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第44条 当法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に代表理事が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類については会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(活動計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条

に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時総会への報告に代えて、定時総会の承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、正会員および債権者の閲覧に供するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第46条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第47条 この定款の変更は社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決権を有する者の賛成を得ることで、行うことができる。

- 2 当法人の目的及び事業については、事業環境等の変化にあわせて、必要に応じて見直しを行うものとする。

(解散)

第48条 当法人は、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令の定める事由によって解散する。

(残余財産の処分)

第49条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国もしくは地方公共団体、又は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に寄付するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第50条 当法人の事務を処理するため、事務所内に事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

第11章 雑則

(産業財産権の取扱い)

第51条 当法人の活動において発生又は関連する産業財産権の取扱いについては、理事会で決議の上、社員総会の決議を経て別に定める。

(特別の利益の供与の禁止)

第52条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(規定外事項)

第53条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

(最初の事業年度)

1 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の設立の日から平成28年3月31日までとする。

(設立時理事、設立時監事の任期)

2 当法人の設立時理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、設立時監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

(見直し)

3 第47条第2項の規定にかかわらず、第2条に定める目的及び第3条に定める事業については、当法人の設立後、2年を目途に見直されるものとする。